

平野区在宅サービスセンター電話主装置及び電話機の更改工事 施工内容提案型公募 実施説明書

この実施説明書は、平野区在宅サービスセンターの電話主装置及び電話機の更改工事について定める。

1 目的 社会福祉法人大阪市平野区社会福祉協議会が運営する平野区在宅サービスセンターは、平成10年6月に竣工し、約18年が経過しており、電話主装置及び電話機の老朽化が課題となっている。本公募は、本書に示す内容についての提案を受付け、総合的に最も優れた提案者を事業者として選定するものとする。

2 工事概要

(1) 工事名称
平野区在宅サービスセンター電話主装置及び電話機の更改工事

(2) 工事場所
平野区在宅サービスセンター（社会福祉法人 大阪市平野区社会福祉協議会）
全館（1階～4階）
住所 大阪市平野区平野東2丁目1番30号
電話 06-6795-2525

(3) 工事内容

ア 電話主装置及び電話機の設置交換。
主装置：1台 ※現在位置1階
電話機：1階 19台（内1台は留守番電話機能を有すること）
2階 2台（内1台は留守番電話機能を有すること）
3階 4台
4階 32台（内4台は留守番電話機能を有すること）
合計 57台

イ 電話番号の振分け。
ウ 内線番号等の振分け。

(4) 工事期間
平成29年9月8日（金）～10月15日（日）
ただし、不測の事態など相当な事由が生じた場合に限り、本会の承認を受け
たうえで、工事期間を変更できるものとする。

3 提出書類 提案者は、以下の書類を提出すること。

(1) 公募参加申込書（本会指定様式：様式1，2）
(2) 施工内容企画提案書
(3) 見積書

- 4 現地調査 現地調査を行う場合は、事前に担当者へ連絡を取り、日時を決定したうえで行うこと。
- 5 提出期限等 (1) 提出期限 平成29年8月31日(木)午後3時 ※厳守
(2) 提出場所 本会事務局(担当:糸井)
(3) 提出方法 持参
(4) 提出部数 正本1部 副本4部
- 6 公募の日程
(1) 平成29年8月 4日(金) 公募公告、提案書類受付開始
(2) 平成29年8月25日(金) 現地調査締切
(3) 平成29年8月31日(木) 提出書類受付締切 ※午後3時
(4) 平成29年9月 5日(火) 審査結果通知(予定)
- 7 事業者の選定 平野区在宅サービスセンター電話主装置及び電話機の更改工事審査委員会において、事業者を選定する。審査に当たっては、工事の価格だけでなく、工事期間、電話機使用時の利便性、ランニングコスト等を総合的に評価したうえで選定する。
- 8 契約締結及び選定結果の取り消し
最優秀応募事業者と契約を締結する。ただし、最優秀応募事業者が応募資格の喪失や契約不履行、社会的信用失墜行為等があった場合は、選定結果を取り消し、提案内容等を引き継いで、公募において第2位の評価を受けた応募事業者に委託するものとする。
- 9 応募資格 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する指令第167条の4の規定に該当しない者
(2) 大阪市暴力団等排除設置要綱に基づく入札等除外処置を受けていないこと。
(3) その他、公募参加に不適当と認められる者でないこと。
- 10 その他 (1) 公募の参加に要する費用(施工内容企画提案含む)は、すべて提案者の負担とする。
(2) 見積にかかる一切の費用の内訳を明記すること。
- 11 問合せ先 大阪市平野区社会福祉協議会(担当:糸井)
大阪市平野区平野東2丁目1番30号
TEL06-6795-2525 FAX06-6795-2929

平野区在宅サービスセンター電話主装置及び電話機の更改工事 施工内容提案型公募 仕様書

1 工事名称

平野区在宅サービスセンター電話主装置及び電話機の更改工事

2 実施場所

大阪市平野区平野東2丁目1番30号 平野区在宅サービスセンター全館（1階～4階）

3 工事期間及び工事時間帯

本工事時間帯は、平成29年9月8日（金）～10月15日（日）の日曜日（午前9時～午後5時）とする。

4 一般共通事項

（1）事故または騒音等の防止

工事の際、人や器物にかかわる事故または騒音等の防止に最大限注意し、その作業員・警備員等を適切に配置することを含め必要な措置をとるとともに、発注者が必要と認め指示した場合には、隣接建物、道路その他に対し適切な養生管理や措置を行うこと。

万一、人や器物などに被害損傷を与えた場合は、発注者に報告のうえ、速やかに適切な措置を行い、その責任はすべて受注者が負担すること。

（2）疑義

仕様書及び決定した施工内容などに相違ある場合または疑義が生じた場合は、すべて発注者と協議し、発注者の指示に従い施工すること。また、その際の費用については、軽微なものは受注者の負担とする。

（3）届出書

受注者は、契約の履行にあたって暴力団員等から妨害または不当な要求を受けた場合には、警察署への届出及び発注者への報告をすみやかに行うこと。また、受注者の下請け業者等が暴力団員等から妨害または不当な要求を受けた場合も同様とする。

（4）官公署その他への手続き

業務の施工に必要な官公署その他への手続きは、遅滞なく行うこと。諸手続きに要する費用は、すべて受注者の負担とする。

（5）再委託の原則禁止

受注者は、この契約の履行について、業務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせてはならない。ただし、受注者が委託または請け負わせようとする請負人の名称、業務内容、その他発注者が必要とする事項を書面で発注者に通知し、発注者の承認を得た場合はこの限りでない。

（6）守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(7) 現場作業員

現場作業員は、会社名入り腕章または氏名を記載した名札等を必ず着用すること。もしくは、本人の確認ができるものを速やかに提示することができるようにすること。

(8) 軽微な事項に対する費用負担

仕様書等に記載されていない事項であっても、発注者が当然必要と認める軽微な事項については、その材料及び作業に要する一切の費用を受注者が負担すること。

(9) 事前調査

受注者は、詳細に事前調査を行った後、施設管理者と十分な打合せを行い、施設等の設備や近隣に支障をきたさないように配慮すること。

(10) 現場内の整頓

受注者は、現場内を常に整頓し、他に支障を与えないようにすること。

(11) 作業の開始及び終了

受注者は、作業開始及び終了時に必ず施設管理者に連絡を行うこと。

(12) 工程

多くの来場者がある施設のため、施工可能な日時については、監督職員及び施設管理者との協議を行うこと。

(13) その他

ア 本工事用電力、用水は業務に支障のない範囲で認める。

イ 本工事に必要な資材・工具類はすべて受注者で準備すること。

ウ 本工事で生じた廃材は、受注者が適切に処分すること。

5 工事概要

(1) 共通仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）のそれぞれ平成27年度版による。

(2) 機器に関する仕様

ア 回線収容機能：一般電話回線の収容を可能とし、回線ごとに発信規制、自動転送、保留、ダイヤルインの設定が可能であること。

イ 交換機に次の機能を有すること。

(ア) 回線種別

光 IP 電話回線、アナログ回線、INS 64 回線等。

(イ) 回線数

拡張性を考慮し 30ch（回線）以上収容可能であること。

(ウ) 内線数

拡張性を考慮し、100台以上収容可能であること。

(エ) 電話帳

登録可能件数は 6,000 件以上とする。

(オ) 通話録音機能

100時間以上のバックアップが可能であること。

(カ) 停電機能

4時間以上のバックアップ機能を要すること。

(キ) 自動応答機能

IVR 自動ガイダンス等の案内機能を有すること。

(ク) ネットワーク機能

主装置にルーター機能を有すること。

(ケ) 通話機能1

ハンズフリー機能、スピーカ通話機能等を有すること。

(コ) 通話機能2

携帯電話、主装置の連携機能（接続機能）を有すること。

(サ) コードレス機能

デジタルコードレス子機等内線収容可能であること。

(シ) 通話料金管理機能

端末ごとの通話料金を管理できる機能を設定可能であること。

(ス) 通話履歴機能

着信通話履歴を取得する機能を有すること

(セ) 電話機外線ボタン

最大36個以上の外線ボタンを有すること。

(ソ) 保留転送機能

端末毎に個別保留、転送が可能であること。

(タ) 耐震・耐熱・耐湿

主装置は震度5、気温35度、湿度80%以下で運用可能であること。

(チ) CTI 連動機能を有すること

(3) その他の工事

その他、必要な工事を安全かつ適切に施工するとともに工事範囲及びその周辺を養生版、ビニールシート等の適切な方法で騒音、振動等にも配慮し養生、施工すること。

6 維持管理費用の明記

本工事完了後、年間に必要な維持管理費用及び内訳を明記すること。（例：定期点検、保守契約費用等、その他想定されるすべての経費）

7 検査

業務完了後は、関係係員立ち合いのうえ、所定の検査を受け、不備と認められた箇所については速やかに手直しを行うこと。

8 提出物 着工届・完了届